

辺野古新基地建設をめぐる質問

1. 沖縄県知事の埋立承認取消に対する「執行停止」決定と代執行手続きの開始について

1) 事業者である国が私人と同様の立場にあるとして行政不服審査請求を行い、同じ国の機関が審査庁となることは公正さが全く担保されず不適法であるという批判について、ご見解はいかがか。

2) 行政不服審査請求制度は個人の権利救済を目的としており、本件では防衛局は審査請求の適格を有しない。ところが、10月28日の「執行停止」決定は、「ここでいう『免許』及び『承認』は、その文言は異なるものの、いずれもそれを受けなければ適法に埋立を行えないこと、また、同じ審査基準によって知事の審査を受けることに鑑みると、申立人が国の『固有の資格』において本件承認を受けたものと解することはできない」（決定書3頁）とした。

しかし、公有水面埋立法は、「免許」と「承認」では明確に扱いが異なるとしており、この決定書の説明は失当であると考えているが、ご見解はいかがか。

3) 本件埋立承認申請は、日米合意に基づく基地建設のためのものであり、埋立の施工区域一帯を日米合同委員会で日米地位協定に基づく臨時制限区域に指定したことなどに着目すると、この埋立承認申請は国以外はなしえないものである。国としての「固有の資格」において承認を受けたものと解せざるをえないが、決定書でその点について触れていないのは何故か。

4) 国は地方自治体の上級行政庁ではなく、対等の立場に立つはずである。本件審査請求は地方自治の本旨に反するものといわざるをえないが、ご見解はいかがか。

5) 政府は10月27日の閣議において、沖縄県知事の埋立承認取消処分を違法とし、その法令違反の是正を図る必要があるとして、国土交通大臣が地方自治法に基づく代執行等の手続きに着手すると決定した。しかし、国土交通大臣は、埋立承認取消を求めた行政不服審査請求に対してまだ裁決を行っておらず、知事の取消処分を違法とは判断していない。それにも関わらず、知事の取消処分を違法として「是正勧告」をするというのは矛盾していると考えているが、ご見解はいかがか。

6) 審査請求に伴う執行停止は、「重大な損害を避けるための緊急の必要がある場合」に認められるものである。国土交通大臣は今回の決定書で執行停止の要件該当性として、まず、「普天間飛行場周辺住民等が被る事故等に対する危険性や騒音等の被害の継続」をあげている。しかし、このためには、沖縄県知事が意見書でも強調しているように、前知事が埋立承認の際に政府が約束した「普天間の5年以内の運用停止」をまず実現すべきではないか。

また、国は普天間飛行場周辺の基地被害を長年放置してきており、今回の沖縄県知事の埋立承認取消によって重大な損害を避けるための緊急の必要があるとは言えないが、ご見解はいかがか。

さらに復帰後も、アメリカ政府内で何回か海兵隊の撤退が検討されてきたが、それを止めてきたのは日本政府であったという事実も明らかになっている（知事・第4意見書P133）。こうした知事意見書の指摘に全く答えていないのは何故か。

7) また、「米国との信頼関係」「日米同盟への悪影響」「外交・防衛上の重大な不利益」等も執行停止の理由としているが、これらの項目は国土交通大臣の所管外ではないか。

8) 沖縄県知事が是正勧告の指示に従わない場合は司法の判断を求めるというが、少なくとも裁判所の判断が示されるまでは、辺野古での作業を開始すべきではないと考えるが、ご見解はいかがか。

2. 国がすすめる辺野古での工事を環境面から監視する専門家委員会「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（環境監視委員会）」の3委員が就任決定後の約1年間に移設事業を受注した業者から合計1,100万円の寄付金を受け、他の1委員は受注業者の関連法人から報酬を受領していたことが朝日新聞の調査で明らかになった。また、環境影響評価を実施した環境コンサルタント会社の「いであ」が、環境監視委員会の運營業務を受注し、資料や議事録を作成していたことも明らかになった。「いであ」は防衛省・国土交通省から天下りを受け入れている。

1) 受注業者からの金銭の授受は、独立性・客観性を保たなければならない同委員会の趣旨からみて問題だと考えるがいかがか。

2) 環境影響評価を実施しており、事業実施側にいる「いであ」が、環境監視委員会の運營業務を受注していることに関しても、同委員会の独立性・客観性にかんがみて問題であると考えられるがいかがか。

3) 防衛省から「いであ」に対する発注額はいくらか。2005年～2015年の実績額でご回答いただきたい。

4) 防衛省から「いであ」への天下り人数は何人か。2005年～2015年の人数でご回答いただきたい。

5) 防衛省としては、本問題に関して、調査・改善策を行うか。

3. 前回（10月7日）の話合いで持ち越しとなった項目について。また、福島議員の質問に対する防衛省の回答について。

①防衛局が7月24日に提出した「事前協議書」は、主に辺野古側の浅瀬部分の護岸工である。これらの護岸工から着手するとすれば、埋立承認願書の「設計の概要」に記載されている工事の施工順序の変更となり、県への「設計概要変更申請」が必要ではないか？

②「工事用仮設道路」の工事に際しても、県との事前協議が必要ではないのか？

4. 「仮設岸壁（栈橋）」設置計画は今も生きているのか？